

令和3年度及び令和4年度分における
認可外保育施設多子世帯保育料軽減補助金
の誤支給について

令和6（2024）年5月29日
郡山市 こども部 保育課
課長 結城 弘勝
TEL：924-3548

本市では、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設に通う多子世帯のお子さんの保護者に対し、保育料の一部を補助しておりますが、令和3年度及び4年度分の補助金において、一部、誤った支給をしていたことが判明しました。

1 誤支給の内容・原因

認可外保育施設のうち「企業主導型保育施設」に「従業員（企業）枠」として通うお子さんは、当該補助金の対象外となっています。（「地域枠」として通うお子さんは対象。）

しかし、令和3年度及び4年度分において、対象外である「従業員（企業）枠」のお子さんの保護者から、当該補助金の申請がなされていたケースが一部あり、本市における審査が不十分であった結果、本来は対象外である「従業員（企業）枠」の一部のお子さん分の補助金を誤って支給してしまっていたものです。（対象外の方から申請がなされる可能性についての認識不足が原因。）

年度	対象外人数	総額（円）	最大（円）	最小（円）
令和3年度	8	541,047	120,000	15,766
令和4年度	11	631,925	120,000	28,060
計（両年度に該当）	延べ19（3）	1,172,972	240,000	23,185

2 判明の経緯

○令和5年度分の同補助金の支払いにあたり、本市の担当者が、令和5年度分の保育料の納入状況について、各認可外保育施設に報告を求めた際、企業主導型保育施設に「従業員（企業）枠」か「地域枠」かの区別を明記するよう依頼したところ、「従業員（企業）枠」と記載されてきたお子さんが14名おりました。そのうち、令和3年度及び4年度分において、支給済みのお子さんが8名おられることが、令和6年3月に判明し、その他にも、対象外のお子さんに支給していた可能性が浮上しました。

○その後、遡って精査をした結果、令和3年度及び4年度において、延べ19名（実人数16名）の対象外のお子さんの保護者に対し補助金の誤支給があったことが判明しました。

3 対応

誤って支給した保護者の皆様に謝罪するとともに、公平性を確保する観点から、誤って支給した補助金について、その返還をお願いしました。

4 再発防止策

○申請様式を改め、支給要件に適合する・しないが、判別できる記入欄を設けます。

また、案内チラシの表現を分かりやすく改めます。

○審査が不十分となり、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことを重く受け止め、誤りが生じやすい点の引継ぎ、複数名による確認を徹底してまいります。

(参考)

● (令和3・4年度) 郡山市多子世帯保育料軽減補助金の概要

<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none">・利用対象者を限定していない認可外保育施設（事業所内保育園等は対象外）に通う・0～2歳児が対象
<p><補助額></p> <p>第二子：保育料の1／4又は月額5,000円のいずれか少ない額を補助</p> <p>第三子以降：保育料の1／2又は月額10,000円のいずれか少ない額を補助</p>

●企業主導型保育施設とは

従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的に、平成28（2016）年度に、内閣府が開始した企業向けの助成制度により、企業が主体となって設置・運営されている認可外保育施設。

認可保育所に準じた施設・保育水準を遵守することにより、国からの助成を受け運営している。（現在は、こども家庭庁が所管。国からの助成金の財源は、年金特別会計における子ども・子育て支援勘定の事業主拠出金。郡山市内には、10施設あり。）

